

意匠とハーグ協定： 序論

世界知的所有権機関



意匠とは何か

意匠は、装飾的または美感を有する有用品の外観です。意匠には、物品の形状や表面といった三次元的特徴からなるものもあれば、模様、線、色といった二次元的特徴からなるものもあります。

腕時計、宝石類、ファッション、その他の高級品から工業機器、医療機器に至るまで、また家庭用品、家具調度品、電化製品から自動車や建築構造物に至るまで、さらには実用品や織物のデザインから玩具、ペット用品といったレジャー用品に至るまで、意匠は実にさまざまな工業製品や手工芸品に適用されます。

意匠は専らとまでは言わないまでも主として美的性質を帯びています。また実際に意匠を決めるにあたっては、それが適用される物品とは対照的に、少なくとも技術的または機能的要請によってのみ、あるいはそれらが必須要因となって決まるることはできません。

一般に、意匠は工業的手法で再現できるものでなければなりません。さもなくば、それは著作権で保護される「芸術作品」の部類に入ることになるでしょう。

意匠の保護の対象は、特許による保護の対象とは区別されます。これは、前者は物品の外観に関係しているというのが主な理由です。意匠は、まさに装飾的または美感を有する物品の外観で構成され、技術的または機能的な必要性によって決定づけられることはできません。一方で特許の保護の対象となるものは、それが製品であれプロセスであれ、何よりもまず「発明」に相当するものでなければなりません。つまり一般的に言えば、数ある要件の中でも特に、それが実用性のあるものでなければならないということです。

また、意匠は標章（または商標）とも区別されます。これは、意匠は必ずしも識別性を有する必要はないというのが主な理由です。一方で標章は、装飾的なものもそうでないものも含め、いくつかの異なる要素で構成されている場合もありますが、必ず識別性を有するものでなければなりません。なぜなら標章は、ある企業の商品や役務を他社のものと区別できるものでなければならないからです。意匠の保護と標章の保護はそれぞれ役割がまったく異なつており、したがってそれらに対する要件もまったく違っているのです。

最後に、意匠は一定の期間に限り（通常は、それぞれの国内法に応じて最長で15～25年間）保護することができます。

なぜ意匠を保護するのか

意匠を保護することにより、その意匠権者には、第三者による不正な模倣や偽造に対する排他的独占権が保証されます。

意匠というのは、物品の外観であり、それにより物品が美感に訴えかける、魅力的なものになります。それ故に、それらは単に芸術的あるいは創造的要素となるだけでなく、製品の商業的価値を高めてその販売や商業化を促進するのにも役立ちます。

意匠の保護に効果的な現代の制度は、以下の恩恵をもたらします。

■意匠権者にとって：意匠の保護は、その製品の市場開拓に貢献し、投資に対する適正な利益を確保するのに役立つ。

■消費者および一般の人々にとって：意匠の保護は、公正な競争と誠実な取引慣行を促すとともに、創造性を助長することでより美感的に魅力のある多様な製品をもたらす。

■経済発展にとって：意匠の保護は、工業および製造業部門に創造性を注入し、商業活動の拡大に貢献し、また国産製品の潜在的輸出力を強化する。

意匠のもう 1 つの興味深い特徴は、それらを開発するのも保護するのも比較的簡単に、かつそれほど費用をかけずにできるという点です。したがって、意匠は、先進工業国と開発途上国のいずれにおいても、中小企業はもとより個人の芸術家や工芸家にとっても非常に利用しやすいものです。



写真提供：Swatch AG

どうすれば意匠を保護できるか

一般に、意匠法に基づいて意匠の保護を受けるためには、その意匠は登録されなければなりません。

原則として、登録が認められるためには、その意匠が「新規」であるか、あるいは一部の法律の下では「独創的」でなければなりません。

何が「新規」または「独創的」であるのかは、国によって異なる場合があります。これは登録手続自体についても同様であり、具体的には、方式的要件についてのみ審査を行うのか、あるいは、特に新規性または独創性について判断するために実体的要件についても審査を行なうのかという点が挙げられます。

意匠が登録されると、登録証明書が発行されます。

原則として、それぞれの国内法および／または出願人の判断に応じて、意匠は登録前、登録時、または登録後の一定期間内に公表されなければなりません。

一般的に、保護期間は5年間であり、また更新によってこれをさらに延長することが可能であるため、多くの国では保護期間は合計すると最長で15～25年間となります。

それぞれの国内法や意匠の種類によっては、意匠は著作権法の下で芸術作品としても保護を受けられる場合があります。一部の国では、意匠保護と著作権保護を「重複して」受けることができます。つまり、これら2種類の保護が同時に存在し得るということです。それ以外の国では、これらは互いに相容れないものとして扱われます。つまり、意匠の所有者がいったんどちらか一方の保護を選んでしまうと、もはやもう一方の保護を受けることはできなくなるのです。

特定の状況下では、意匠は不正競争法の下でも保護される場合があります。

著作権法の下と不正競争法の下では、保護の条件や保証される権利および救済策が大きく異なる可能性があります。



写真提供：Volkswagen Aktiengesellschaft

ハーグ協定に基づく意匠の保護には どのような利点があるか

原則として、意匠の保護は、保護が求められ、それが認められた国または地域の領域内に限定されます。しかし、意匠の国際登録に関するハーグ制度の下では、ハーグ協定の締約国の国民や住民、あるいは当該締約国に本社や営業所がある企業は、それぞれの国・地域で国内または／および広域出願をそれぞれの国内／地域の手続に従って行なわなくとも、簡単かつ安価な手続により多数の国において意匠保護を受けることができます。つまり、1つの言語（英語、フランス語、またはスペイン語）で書かれた1通の「国際」出願を、1つの官庁に対して行なう（WIPO国際事務局に直接、または特定の状況下では締約国の国内官庁を通じて）とともに、所定の手数料を1種類の通貨で支払うだけです。

意匠は、一旦それが国際登録簿に記録されると、国際登録において指定された締約国の国内／広域官庁によって明確に保護が拒絶されない限り、各指定締約国内において、当該締約国の法に基づき意匠に与えられる保護を享受することができます。つまり、国際登録は、国内／広域登録と同等です。また同時に、国際登録の下では、登録の更新や変更（所有権や住所など）の記録も一度の申請で済むため、**保護の維持管理**も容易になります。

意匠の国際登録に関するハーグ協定は1925年に採択されて、1928年に発効しました。その後、同協定は特に1960年改正協定や1999年改正協定などによって何度か改正されました。ハーグ協定のこれらの改正協定は独立した協定として運用されていますが、複数の締約国がそれぞれ1999年改正協定と1960年改正協定の双方に拘束されている場合には、1999年改正協定が適用されます。

ハーグ協定の締約国のリストは、下記アドレスのWIPOのウェブサイトでご覧いただけます。

www.wipo.int/hague/en/members/



写真提供：Tod's S.P.A.

ハーグ協定のジュネーブ（1999年）改正協定

1999年改正協定（別称：ジュネーブ改正協定）は1999年7月2日に採択されて、2004年4月1日に発効しました。1999年改正協定は、ハーグ制度に新たな国を取り込むことで制度を拡張することを目的として採択されました。すなわち、この改正協定によって、法で特に意匠の新規性の審査について規定されている国の加入を容易にすることを主な目的とする特定の手続が導入されたのです。また、ハーグ制度が、利用者にとってさらに魅力的なものとなるためのいくつかの特徴も加わりました。

さらに、1999年改正協定により、国際制度は、欧州連合（EU）の登録共同体意匠（RCD）制度やアフリカ知的財産機関（OAPI）の広域意匠登録といった政府間機関の広域登録制度にも対応するようになっています。1999年改正協定は、EUに対しては2008年1月1日に、またOAPIに対しては2008年9月16日に発効しました。

これにより、現在ではEUやOAPIの構成国の誰もがハーグ制度を利用するすることができます。また、ハーグ制度を利用して、RCDの効果（国際出願においてEUを指定した場合）や、あるいはOAPIへの広域出願の効果（OAPIを指定した場合）を得ることもできます。

ハーグ協定に関する詳細情報については、下記アドレスのWIPOウェブサイトでご覧いただけます（同サイトでは、国際出願のための電子出願インターフェースも提供されています）。www.wipo.int/hague/en/

さらに詳しい情報のお問い合わせ先：

世界知的所有権機関

住所：

34, chemin des Colombettes
P.O. Box 18
CH-1211 Geneva 20
Switzerland

電話： +41 22 338 91 11

ファックス： +41 22 733 54 28

インターネット： <http://www.wipo.int>

電子メール： wipo.mail@wipo.int



写真提供：
Urban Foundry Pte Ltd.